（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第十二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十九条の四第一項」を「第二条第五項」に、「人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業」を「同条第九項に規定する一般不定期航路事業」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第六条中特定商取引に関する法律施行令別表第二第十号の改正規定（「第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項」を「第六条」に改める部分及び「同法第二十一条第一項の許可を受けた」を削る部分に限る。）、第九条の規定及び第十一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号リの改正規定は、公布の日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第六条第三項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる者（その者が当該人の運送をする貨物定期航路事業について改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十条第一項の登録を受けた場合における当該登録を受けている者を含む。）又は改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者（その者が当該人の運送をする不定期航路事業について新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた場合における当該登録を受けている者を含む。）についての第二条の規定による改正後の関税法施行令第五十五条の二（第四号イに係る部分に限る。）に規定する国際運送貨物取扱業者に関する要件（次項において「国際運送貨物取扱業者要件」という。）については、なお従前の例による。

2　改正法附則第六条第九項の規定により新海上運送法第二十条の二第一項の規定による届出をした者とみなされた者（当該届出に係る同条第二項の規定による届出をしていない者に限る。）又は新海上運送法第二十三条第一項の規定による届出をした者とみなされた者（当該届出に係る同条第二項の規定による届出をしていない者に限る。）についての国際運送貨物取扱業者要件については、なお従前の例による。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第六条第三項に規定する者が同項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営んでいるときは、その者を新海上運送法第二十条第一項の登録を受けた者とみなして、第十一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号ヌの規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十三号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十四号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第一条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十条とする。

第十七条第一項及び第二項中「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第八項中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十二条の十六及び第三十二条の二十」を「第三十二条の十八及び第三十二条の二十二」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三十二条の二」を「第三十二条の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「所在地」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「から第十条まで」を「、第九条」に改め、「届出事業者」の下に「（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7　法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。